熊谷市コミュニティポイント「クマポ」を活用した情報配信基準

（趣旨）

第１条　この基準は、熊谷市コミュニティポイント「クマポ」を活用した情報配信要領第２条第２項の規定に基づき、情報配信の可否について必要な事項を定めるものとする。

（情報に関する基本的な考え方）

第２条　市の媒体に掲載又は掲出をする情報は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

２　情報の内容及び表現は、市の媒体に掲載をするのにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

（規制業種又は事業者）

第３条　次に定める業種又は事業者の情報は配信をしない。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の業種

（２）　風俗営業等類似の業種

（３）　消費者金融の業種

（４）　たばこ製造に関わる業種

（５）　ギャンブルに関わるもの

（６）　法律に定めのない医療類似行為を行う施設

（７）　占い、運勢判断に関するもの

（８）　興信所、探偵事務所等

（９）　債権取立て、示談引受け等

（１０）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生・更正手続中の事業者

（１１）　法令に違反している事業者

（１２）　前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者

（適用範囲）

第４条　前条の規定は、法人その他の団体及び個人にも準ずるものとする。

（配信基準）

第５条　次に定めるものは、配信をしない。

（１）　法令で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等不適切な商品又は サービスを提供するもの

（２）　人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの

（３）　他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

（４）　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

（５）　宗教団体による布教推進又は他の宗教（団体）の排斥を目的とするもの

（６）　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

（７）　消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

（８）　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

（９）　市としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

（配信内容に関する基準）

第６条　配信内容は都度検討し、必要に応じて内容の訂正又は削除を情報発信者に求めるものとする。

（ＷＥＢページに関する基準）

第７条　配信する情報に関しては、プッシュ通知に掲載する内容だけでなく、当該プッシュ通知がリンクしているＷＥＢページの内容についてもこの基準を適用する。

附則

この基準は、令和７年１２月２日から施行する。